

合議局							主管理局及付日	
第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第	送 送 送 送 送 送	送 送
月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月	月 月

昭和四年二月 日

案 起

警保局長 警務課長 事務官 主任

文書課長

道路課長

社団法人設立ニ関スル件 鉄道省へ移牒方伺

昭和二年六月六日 東京府豊多摩郡代々幡町代々

水三百八番地 堀内良平外一名ヨリ別紙ノ通社

丙

警務課

施行 二月二十八日

告ヲ致シテ居リマス 他ノ社會ニ出テモ就
職ノ口ハ有リカモズ 警察界ヨリ驅逐セラレ
ルシハ事務ノ都合ニテ退職下サルセバ又他
ノ警察以外ニ就職口モ捜シ易カラズト
思ヒマシテ甚ク遺憾ニ堪ヘズニ特ニ秋定ノ
眞實ナル証明書ヲ添付致シマシテ御覽
ニ供シマス之ヲ以テ決シテ秘密漏洩其他私
人ニ都合テ無クテ明白テ有リマス
閣下希バ私ノ為及ビ家庭ノ為且ツハ田殿正
公平ナル警察界ノ為メ眞實ヲ明ニシ嘆願
ノ主旨記載ノ通り御聽取届被下度
伏シテ奉嘆願候

第 號 送 月 日 日
 第 號 送 月 日 日

團法人日本業合自動車協會設立許可ニ関スル申請

(其後)

有之審査中ノ處業合自動車免許ニ関スル推限

鉄道省ニ移管セラレタルヲ以テ同省ニ合議致候處

同省監督局ヨリ別紙符箋ノ如キ本件移牒方ノ

申越有之候ニ付テハ此際本件廢案トシテ鉄道省

ニ移牒相成可然哉

尙本件處理ニ関レテハ當省ト合議可相成旨鉄道

省ニ申出相成度

移牒案

年 月 日

省監督局

内

務

凍 官



社団法人設立ニ関スル件

昭和二年六月六日東京府豊多摩郡代々幡町

代々木三百八番地堀内良平外一名ヨリ別紙ニ通

社団法人日本業合自動車協會設立許可ニ関スル

申請

申請有之當省ニ於テ審査中ノ處客年十一月五日勅

令第百六十七號ニ依リ本件貴省主簿ニ移リタルモノ

被認候條一件書類及送付候

追テ本件處理ニ関レテハ當省ニ合議相成度條

標致

備考

鉄道省トノ合議ニ付テハ左記参照ノコト

一 鉄道省官制第一條第一項

(改正昭和三年十一月五日勅令第百六十七號)

鉄道大臣ハ固有鉄道其ノ附帯ノ業務ヲ管理シ地方鉄道
及軌道其ノ他陸運ヲ監督ス

ニ右改正ニ関スル閣議案(法制局原文ニ依ル)

鉄第八號

昭和三年九月二十七日

別紙 鉄道大臣請議 鉄道省官制中改正ノ件ヲ審査スルニ
右ハ相當ノ儀ト思フニ依テ請議ノ通閣議決定セシ可然ト認
追テ陸運ニ関スル事項ノ官庁推限ニ付テ明瞭ヲ缺クモアリテ

粉議ヲ生スル恐アレヲ以テ今回陸運ニ関スル権限移管ニ際シテハ主要事項ニ付大体左記ノ要項ニ依リ各官ノ権限ヲ定ム可キモノトス

(一)陸運中ニ六湖川港灣ニ依リ運送ヲ包含セス

(二)管業トシテ爲ス陸運殊ニ公衆ヲ対象トスル業合自動車ノ如キハ鐵道者之ヲ所管シ其管業トシテノ免許ハ鐵道者之ヲ爲ス

(三)道路管理ノ方面ヨリ行政ノ権限ハ内務省依然之ヲ保有ス

(四)陸運ニ付テモ一般警察ノ權ハ内務省ニ於テ之ヲ保有ス從テ運轉ノ速度通行方法積載制限等ハ管業非管業ヲ通シテ一般向

モノシハ内務省之ヲ所管ス自動車運轉手資格ニ関スル事項ハ内務省之ヲ保有ス

本件ハ各省官制中所管事務ノ變更ニ関スル勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

右案ノ經過ハ一閣議決定 昭和三年九月二十日 全 年十月三十日

一樞密院審議所

一閣議決定

昭和三年九月二十日

全 年十月三十日

四、法制局

三、内務省側ヨリノ希望申出

本官制改正審議中内務政務次官ヨリ法制局長官宛左ノ如キ申出アリ(私文ノ形式ニテ)

(一)集合自動車管業ノ一般方針ヲ定ムルニ當ツテハ内務大臣ニ協議セ

ラレ度ヲ

(二)管業免許ニ付鐵道大臣ノ認可ヲ受ケレムル場合ニ於ケル處分ニ就

テモ前項ニ準ズルヲ

四、両省関係者申合

九月十五日法制局ニ両省関係者參集在ノ如キ協議ヲ爲ス

出席者

法制局 第一部長 黒崎參事官

樋貝參事官

内務省 土木局道路課長 森山参事官
丹羽書記官

鉄道省 法規課長 田中土木事務官
喜安書記官

監督局 五十嵐書記官

申合大要

(一) 自動車管業、付一般方針ヲ定ムルトシテ内務省、令議ス

(二) 自動車管業ノ許可ノ院スル稟例、付テハ両省ノ軌道事務協議會

ニテ併ニ協議スルニトシ(場合ニ依リ電打合、依ルニ軌道ノ例、同シ)

書類ノ合議ヲ為サレト

(右書類ノ合議ヲ為サレト、就テ内務省例、難色アリタルモ大体承認アリタルト解ス)

(三) 内務省ノ審査、便ニ為シ地方長官ヨリ内務省へ、鉄道大臣宛

伺書ノ写ヲ提出ス

五、本件ハ主トシテ集合自動車管業ヲ為ス者ヲ以テ組織セラル、社団、関スト雖
其ノ目的「管業上ノ障害ヲ矯正シテ事業ノ發展ヲ企圖ス」外「集合自
動車^{保安}改良進歩ニ必要ナル諸般ノ方法ヲ講究シテ之ヲ実行ノ努力ニ至ルヲ以テ
道路^{取締}取締及自動車ニ関スル一般保安管業ト重大ナル関係ルベク、従ッ
テ本件ニテ、鉄道省、移牒スルモ尙當者ト令議スルヲ至當ト認ム。

送受及號局議合							日月付受及號省						
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	



乙
要
再
回

決判
月
日
文書課

施行
月
日

昭和四年一月二十九日
鐵道省監督局
御中
內務省警保局
御中
（附箋事項）
本件當省主管事項ニ付當省
へ移牒相成度合議書類一先
及返送候

内務省
事務分科
號

東京府豊多摩郡代々幡町代々木三百八番地
社團法人日本乗合自動車協會設立者

堀内良平

警務課長
事務官

昭和四年一月二十九日
一月廿二日
一月二十五日

裏面白紙

送	受	及	號	局
第	第	第	第	第
號	號	號	號	號
送	送	送	送	送
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

社團法人設立ノ件許可案
 內務省指令第 號
 東京府豊多摩郡代々幡町代々木三百八番地
 社團法人日本乗合自動車協會設立者
 堀内良平

東京府豊多摩郡代々幡町代々木三百八番地
 社團法人日本乗合自動車協會
 設立者
 堀内良平

鐵道次官
 審査委員
 監
 一月廿二日受

八 臣。 土木局長
 警保局長
 事務官

警保局長 警務課長
 事務官
 昭和三十二年十月十二日 局受
 案起 昭和三十二年十月十二日 局受
 主 警務課長
 事務官

乙
 要再回

決判 月 日
 日文書課
 施行 月 日

めくれず

東京市牛込區新小川町二丁目拾八番地

全設立者

近藤富次郎

昭和二年六月六日附申請社團法人日本乗合自動車協會設立ノ件許可ス

年月日

内務大臣

日	月	第
送	送	送
月	月	月
日	日	日

保心長

警務課長

事務官

該人設立不認可ノ意見

一 民法第三十條ノ規定ニ依リハ公益社團法人名ニハ利益ノ

ノ目的セズトシテ 酒類賣却ノ外 公益ニ関スル

種種賣却ノ旨ヲ示スル事ニ 殊ニ公益ノ旨ヲ示スル事

トセザルハ 公益ニ關スル事トシテ 得ズ

二 社團ノ公益ニ關スル事ニ 公益ノ旨ヲ示スル事ニ 關シ

之ヲ規定セズ(即チ民法第三十條ノ公益ニ關スル事ノ一ノ旨ヲ

示スル事ニ 關シ)トシテ 公益ニ關スル事トシテ 得ズ

ノ旨ヲ示スル事ニ 關シ)トシテ 公益ニ關スル事トシテ 得ズ

ノ旨ヲ示スル事ニ 關シ)トシテ 公益ニ關スル事トシテ 得ズ

之ヲ得ズ

三 本件申請ノ旨ニ 公益ニ關スル事ニ 關シ)トシテ 公益ニ關スル事トシテ 得ズ

内務省

目的の一部、一、農合の勸業事業、改良進歩、必要を請般、方法講究、二、農合の目的、互恵の所、組合員、利益の増進、三、農合の勸業、矯正を、行、單意因業者、組合員、外、

四、同業者、利益の増進、五、農合上、無可、矯正を、同業者及、六、同業者、利益の増進、七、此、種水産利社、八、特、九、法、十、所、十一、得、十二、格、十三、別、十四、民、十五、所、十六、英、十七、高、十八、海、十九、修、二十、官、二十一、益、二十二、人、二十三、又、二十四、得、二十五、又、二十六、得、二十七、又、二十八、得、二十九、又、三十、得、三十一、又、三十二、得、三十三、又、三十四、得、三十五、又、三十六、得、三十七、又、三十八、得、三十九、又、四十、得、四十一、又、四十二、得、四十三、又、四十四、得、四十五、又、四十六、得、四十七、又、四十八、得、四十九、又、五十、得、五十一、又、五十二、得、五十三、又、五十四、得、五十五、又、五十六、得、五十七、又、五十八、得、五十九、又、六十、得、六十一、又、六十二、得、六十三、又、六十四、得、六十五、又、六十六、得、六十七、又、六十八、得、六十九、又、七十、得、七十一、又、七十二、得、七十三、又、七十四、得、七十五、又、七十六、得、七十七、又、七十八、得、七十九、又、八十、得、八十一、又、八十二、得、八十三、又、八十四、得、八十五、又、八十六、得、八十七、又、八十八、得、八十九、又、九十、得、九十一、又、九十二、得、九十三、又、九十四、得、九十五、又、九十六、得、九十七、又、九十八、得、九十九、又、一百、得、

○農會法

第一條 農合の農業、改良進歩の圖、以て目的とす

第二條 農合の、其の目的の達成を為す事業を行ふ

一、農業、指導、奨励、二、同、三、他、

四、農業、奨励、五、同、六、他、

七、農業、奨励、八、同、九、他、

十、農業、奨励、十一、同、十二、他、

十三、農業、奨励、十四、同、十五、他、

第十六條 農合、その事業の、

○水産會法

第一條 水産會の、水産事業、改良進歩の圖、以て目的とす

第三條 水産會の事務事業は爲すべし

○産業組合法

第一條 本法は、産業組合の組合員、産業及び其の

経済、發達を企圖するに目的を以て設け

社團法人を謂ふ

一 組合員は、産業に必要なる資金を貸付し、貯蓄

金を便宜を得せしむべし（信用組合）

二 組合員は、生産する物の加工し又は加工せしむる

業務を以てし得べし（販賣組合）

三 産業及び経済に必要なる物の買入し又は加工し

るに加工せしむる又は生産せしむる組合員は、必要なる

買入（購買組合）

四 組合員は、その産業を以て経済に必要なる設備を利用

せしむべし（利用組合）

○重要物資同業組合法

第一條 重要物資の生産、製造又は販賣に關する事業

は、爲す者同業者又は密接な關係を有する事業

者相互間に於て、本條の條同業組合を設け得べし

得

重要物資は、各該物資の生産、製造又は販賣に關する

事業の重要なるものを指す

第二條 同業組合は、組合員協同して、その事業上必要

なる設備を整へ、其の利益を増進するに目的を以

て、本條の條同業組合を設け得べし

同業組合の同業組合聯合會の学利事業の
為すべしを得る

○輸出組合法

第一条 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ專断スル者

又同一市場ヲ目的トシテ商賣ノ輸出ヲ專断ス

ル者ハ其ノ輸出貿易ノ批與ヲ圖ル為共

同ノ施設ヲ為す目的ヲ以テ輸出組合ヲ設立スル

べしを得

第二条 輸出組合ハ左ノ事業ヲ行ふべしを得

一 組合員ノ取扱商賣ノ専断輸出、輸出ノ聯運、

保管、運別、包装、荷造、其他組合員ノ

事業ニ関スル共同施設

○畜産組合法

第一条 牛、馬、羊、豚ノ飼育ノ

業ニ係ル者高ク飼養スル者ハ下掲ニ依リ畜産組合ヲ

設置スべしを得

第二条 畜産組合ハ法人トシテ畜産上ノ改良共進ヲ

圖リ組合員ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第三条 組合員ノ学利事業ヲ為すべしを得、但シ組合員ノ

経営上必要ニ認められテ政府長官ノ認可ヲ

送受及號局議合

日月付受及號省

第 第 第 第 第 第	土合 第 91A 號
號 號 號 號 號 號	

要再四

決 判 月 日 文 書 課 長

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受ける高田産上ノ地穀ヲ為シ以此限ニ在ルニ

内 務 省

〇 酒造組合法

第一條 本法ニ於テ酒類製造者ト稱スルハ清酒、濁酒、

白酒、味淋、又ハ燒酎ヲ製造スル者ヲ謂フ

第三條 酒造組合ハ組合員協同一致ニテ事業上ノ融り

實ヲ増進シ信守ヲ保持スル以テ目的ト為ス

第七條 酒造組合ハ酒造組合聯合會ハ個人トス

第九條 酒造組合ハ酒造組合聯合會ハ事業上ノ融り

ヲ為スルヲ得ル

受ノ旨由産上ノ施設ヲ爲スニ此ノ限ニ在リ

〇酒造組合法

第一條 本條ニ於テ酒類製造者ト稱スルハ清酒、濁酒、白酒、味淋、又ハ燒酎ヲ製造スル者ヲ謂フ

第二條 酒造組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ融可實ヲ增進シ信譽ヲ保持スル以テ目的ト爲ス

第三條 酒造組合ハ酒造組合解散令第八條人トス

第九條 酒造組合ハ酒造組合解散令第九條ノ營業ヲ爲スルヲ得ス

乙

要再四

決判 月 日 文書課長

施行 月 日

案起 十月十四日 局受 第 號 局送 月 日

警保局警保第三八號

主 事務課長

警保局長

事務官

大臣 土木局長

次官

審査委員

送受及號局議合						日月付受及號省					
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	受	送	受	送	受	送	受	送	受	送	受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

社団法人日本乗合自動車協會
設立ノ件
本件申請ニ係ル社団法人ハ全國乗合自動車
營業者ノ以テ組織シテ乘合自動車事業

本件理由
合自
事
行
合
目

受々高内産上ノ配穀ヲ爲スニ此ノ限ニ在ラズ

○酒造組合法

第一條 本法ニ於テ酒類製造者ト稱スルハ清酒・濁酒・

白酒・味淋又ハ燒酎ヲ製造スル者ヲ謂フ

第三條 酒造組合ハ組合員協同一致シテ事業上ノ融リ

實ヲ增進シ信用ヲ保持スル以テ目的ト爲ス

第七條 酒造組合ハ酒造組合解散令ハ該人トス

第九條 酒造組合ハ酒造組合解散令ハ該人トス

ヲ爲スルヲ得ル

行
日 月 日

號
局 送 月 日

事務官

事務官



車協會

國乘合自動車

自動車事業

内務省

本件詮議可然モノト認ム

理由本件社團法人ノ主ク目的ノ末

合自動車ニ関スル諸般ノ方法ヲ講究ス

ル事項ハ公ニ益事業ト被認以上其ノ他ノ

從タル事項ハ別段經濟的利益即物質上ノ利

益ヲ目的トスルモノトモ認メラズ

土木



田中

一 改良進歩。必要を請般ノ方法ヲ講究ス
 之ヲ實行シ、努力メ會員相互ノ親睦並拘束
 増進ヲ計リ、此等業上ノ弊ヲ善ク矯正シ
 テ事業ノ發展ヲ企圖スルヲ以テ目的トス
 而シテ其行ニ付テは事業ノ細目ニ付テハ定款
 中何等明定スル所ナキモ、別添豫定事業
 トシテ掲之所ヲ見ルニ、(一)乘合自動車

一 調査研究 (一) 請託陳情或ハ希望意見
 陳述 (一) 懇談會ノ開催、他ノ交通機關トノ
 聯繫 (一) 從業員ノ表彰 (一) 會員相互ノ
 親睦ヲ圖ル爲随時評議員會々員懇談會
 開催 (一) 會報ノ發行 等々モ其中
 公益事業ト認マラルルモノハ、僅ニ(一)ニシテ

(四) 特ニ事業ト稱ス程度ノモノハ此ノ地
 (五) 同業者 同業者 従業員等ノ相互向上
 親睦ヲ計ラントスルニシテ之ヲ公益事業ト
 稱ス下ニ得ルヤ不ヨ 甚ク疑問ナリ 以上
 各事業項目ヲ通観スニ 本社團ハ 寧ろ口
 私益ヲ圖ルトス 同業者組合ノ如キ性質ヲ
 有シ 從テ公益法人トスニ 不適當ト認メラル

一星社誌

ルヲ以テ東京府知事及警視總監副申ノ次
 第ニ 係ラス 本誌ハ一應之ヲ取リ下ケルニ
 左ノ通 東京府知事之宛 通牒相成可也
 哉

通牒案

〇年 月 日

東京 保 局 長

東京府知事宛

社団法人日本乗合自動車協会

設立件通牒

標記件八月五日附申相成候事、申付

申請、係此社團、其目的並ニ事業ニ鑑ニ

公益社團ト云ニ不適當ト被認候條、本件ハ

一應申請者ケレテ取下セシム様可也、申取計

相成被成候事、此取及通牒、

一
一
一

以

下見入也

此ノ本件社團、公益法人ト云ニ適セサル理由ハ

概畧左通ニ候條、御台ノ上本件御措置

相成度申添候

記

事業ノ内容ハ公益法人ト云ニ不適當ナルコト

本社團ハ乗合自動車事業ノ發展、企圖スルヲ

以テ同湖トシ其目的ノ為ニ由乗合自動車

聞ク調査研究 四 諸般陳情或ハ希望

意見陳述 以 懇談會ノ開催、他ノ交通機

関ト餘數系 以 従業員ノ表彰 兩會員

懇談會ノ開催 以 會報ノ發行

等ノ事業ヲ行ハントスルニ如キモ 其ノ中 公益

事業ト認めラルルハ僅ニ由ノミシテ 四ハ特ニ

一 品 附 録

事業ト稱ス程度ノヲニ非ズ 其他 以 由 以

ハ同業者、従業員等ノ相互向上親睦ヲ圖ラ

ントスルニシテ之ヲ公益事業ト稱スニ得ルヤ

ハ疑問ナリ 以上各事業項目ヲ通観スニ

本社團ハ寧ろ口私益ヲ目的トスルヲ以テ公益物

トスニ適セザンヲト認ム

内務省

甲保第七四二號ノ二

昭和二年九月廿一日

警視總監

内務省 警保局長 殿

警保局
2.9.22
(警)2733



社団法人日本乗合自動車協會設立ニ關スル件

本年八月廿四日附警保局警發乙第九三三號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件調査スルニ申請者ハ左記ノ通何レモ相當ノ資産ヲ有シ且社會上ノ信用薄カラス多年眞面目ニ乗合自動車ヲ經營シ斯業ノ經驗ニ富ムモノナルヲ以テ申請ニ係ル協會ノ設立モ他ニ不純ノ目的アルモノト認めラレス相當成績ヲ舉ゲ得ヘント思料セラレ候條此段及回答候也

記

警視總監

申請者ノ資産信用ノ程度

(一)東京府豊多摩郡代々幡町大字代々木三百八番地
堀内良平

(二)資産、動産約六十五萬圓不動産約五萬圓ヲ有ス
(三)信用ノ程度、本人ハ東京乗合自動車株式會社専務取締役(代表者)東京自動車業組合組長ノ職ニアルノ外現在別紙履歴書ノ通十數會社ノ社長或ハ取締役等ヲ兼ヌルモノニシテ社會上ノ信用厚シ

(三)東京市牛込區新小川町二丁目十八番地
近藤 富次郎

(四)資産、不動産約壹萬圓動産約三萬圓ヲ有ス
(五)信用ノ程度、本人ハ現在代々木乗合自動車株式會社専務取締役トシテ就任シ社會上ノ信用相當厚シ

以上

(機密)

丙

施行 八月十九日

合 議 局 及 受 送 月									主 管 局 號 及 付 日		
第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	第 九	第 十	第 十	第 十
號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日
				乙未年 月 日							
警 務 局 長											
警 務 課 長											
警 務 官											
主任											
警 務 局 第 1933 號											
起 案											
乙未年 八月十九日											
社 團 法 人 日 本 乘 合 自 動 車 協 會											
警 視 總 監 官											
保 馬 官											

長

第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

設立の件 照會

標記の件 関し別紙 通申請有之候 至及

（申請者名 堀内良平及近藤富太郎、資産信用書）

本件ニ對シ 貴官ノ 御意見 承知 候 次第

御調査ノ上

條 折込 御回報 取奉 度

追テ 御返 候 取奉 度

合議局及受付月日								注警局長及受付月日							
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

案起 昭和 年 月 日

施行 3 月 13 日

主任

警局長

警務課長

警務官

年 月 日

保馬長

警務課長官長 (除東京府)

自動車運搬業者組合規約送付方

送付件数

送付件数 送付件数 (送付件数) 送付件数

於自動車取締令施行規則又「明治十五年
警察官令」

十月農商務省達第三十七号同業組合準則

「基本」認可「是」自動車運輸事業者組合

中、代表的「了」規則「各」部「以」進行「取」

取

「總」府縣「於」自動車運輸事業者「組合」
公益「團」體事項「日」的「又」事業「上」之「一」

一、目的

（一）交通「道」路「普及」一「系」、山形、

四「車」の「公」家「便」益「上」の「一」（「山」城）

（二）自動車運輸事業者「改良」進歩「必」要「上」諸般「方」法「講」究「之」

交通「安全」期「望」（「福」井、

四「交」通「安全」期「望」（富山、島根、岡山、徳島、

二、事業

（一）内外「之」自動車事業「之」趨勢「技術」進歩「其」他「考」察「上」之「一」

内務省

事理を調査し（大改、警視廳、兵庫、埼玉、千葉、栃木、鳥取、
山梨、門司、神戶、新潟、富山、石川、福井、滋賀、岐阜、愛知、
三重、奈良、和歌山、徳島、香川、高松、岡山、広島、山口、
熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

内務省